

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

1 主旨

国の制度である「幼児教育・保育の無償化」に伴い、令和2年2月にマイナンバー制度に基づく自治体独自利用事務の情報連携拡大について、国（内閣府の行政委員会）の個人情報保護委員会から通知があった。

区立保育園等の給食費に関する事務についても規定の整備を図る必要があるため、「世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」を令和2年第2回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

個人番号を利用する事務に、区立保育園等の給食費に関する事務について規定を追加する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

公布の日から

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|---|---------------|----|----|---------------|---|----|----|----|---------------|
| <p>○世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月2日条例第36号</p> <p>(第1条から第3条 略) (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 別表第1左欄に掲げる区の機関(条例、規則又は世田谷区教育委員会規則の規定により同表右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>(2 略)</p> <p>3 別表第2左欄に掲げる区の機関は、同表右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを同表中欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(以下略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関</th> <th style="width: 80%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>(1の項から18の項 略)</td> </tr> </tbody> </table> | 機関 | 事務 | 区長 | (1の項から18の項 略) | <p>○世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年10月2日条例第36号</p> <p>(第1条から第3条 略) (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 別表第1左欄に掲げる区の機関(条例、規則又は世田谷区教育委員会規則の規定により同表右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>(2 略)</p> <p>3 別表第2左欄に掲げる区の機関は、同表右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを同表中欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(以下略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関</th> <th style="width: 80%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>(1の項から18の項 略)</td> </tr> </tbody> </table> | 機関 | 事務 | 区長 | (1の項から18の項 略) |
| 機関 | 事務 | | | | | | | | |
| 区長 | (1の項から18の項 略) | | | | | | | | |
| 機関 | 事務 | | | | | | | | |
| 区長 | (1の項から18の項 略) | | | | | | | | |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--------------|---|----------------------------|--------------|-----------------|--------|
| | <u>19 区立保育園等における給食費に関する事務であって規則で定めるもの</u> | | | | |
| 教育委員会 | (略) | | 教育委員会 | (略) | |
| 別表第2 (第4条関係) | | | 別表第2 (第4条関係) | | |
| 機関 | 事務 | 特定個人情報 | 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| 区長 | (1の項から22の項まで 略) | | 区長 | (1の項から22の項まで 略) | |
| | <u>23 区立保育園等における給食費に関する事務であって規則で定めるもの</u> | <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> | | | |